項第十号の二の配偶者特別控除、同法第三十四条第一項第十一号及び第五項並びに第三百十四条の二第一項第十一号及び第五項の扶養控除、同法第三百十一条の均等割の税率の軽減又は同法附則第三条の三第一項、第二項、第四項若しくは第五項の所得割の非課税措置等の適用に関する事務　納税義務者又はその配偶者若しくは扶養親族に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

［四～十　略］

第二十五条　法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～五　略］

六　国民健康保険法第七十三条第一項の国民健康保険組合（以下「組合」という。）に対する補助の算定に関する事務　当該補助の算定に係る者に係る市町村民税に関する情報

七　［略］

八　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項、第三条、第四条、第十一条、第十二条又は第十三条第一項（第四条及び第十一条を除き、これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［九・十　略］

十一　国民健康保険法施行規則第二十六条の三第一項の食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定の申請又は同令第二十六条の五第二項（同令第二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）の食事療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

［四～十　同上］

第二十五条　法別表第二の四十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

［一～五　同上］

六　国民健康保険法第七十三条第一項の組合に対する補助の算定に関する事務　当該補助の算定に係る者に係る市町村民税に関する情報

七　［同上］

八　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二条第一項若しくは第三条（これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格取得の届出又は同令第十一条、第十二条若しくは第十三条第一項（これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［九・十　同上］

十一　国民健康保険法施行規則第二十六条の三第一項の食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定の申請又は同令第二十六条の五第二項（同令第二十六条の七第二項において準用する場合を含む。）の食事療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十二　国民健康保険法施行規則第二十六条の六の四第一項の生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定の申請又は同条第六項の生活療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十三　国民健康保険法施行規則第二十七条の十二の二第一項又は第四項の特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十四　国民健康保険法施行規則第二十七条の十三第一項の特定疾病に係る市町村又は組合の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十五　国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の二第一項の市町村又は組合の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十六　国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の四第一項の市町村又は組合の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第三十九条の二　法別表第二の七十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　地方公務員災害補償法附則第八条第一項の年金である補償の調整に関する事務　厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、国民年金法又は地方公務員等共済組

十二　国民健康保険法施行規則第二十六条の六の四第一項の生活療養標準負担額の減額に係る保険者の認定の申請又は同条第六項の生活療養標準負担額減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十三　国民健康保険法施行規則第二十七条の十二の二第一項又は第四項の特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定の申出に係る事実についての審査に関する事務　当該申出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十四　国民健康保険法施行規則第二十七条の十三第一項の特定疾病に係る保険者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十五　国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の二第一項の保険者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

十六　国民健康保険法施行規則第二十七条の十四の四第一項の保険者の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

第三十九条の二　法別表第二の七十二の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　地方公務員災害補償法附則第八条第一項の年金である補償の調整に関する事務　厚生年金保険法又は国民年金法による年金である給付の支給に関する情報